

◎日本国とソヴィエト社会主義共和国連邦との間の文化交流に関する取極の有効期間の延長に関する交換公文

(略称) ソ連邦との文化交流取極の有効期間延長取極

昭和五十一年一月十二日 東京で
昭和五十一年一月十二日 効力発生
昭和五十一年一月二十六日 告示

(外務省告示第一八号)

目 次

日本側書簡	ページ	五〇九
取極の有効期間延長	五〇九	五一〇
ソ連側書簡		

日本側書簡
日本側書簡

日本国とソヴィエト社会主义共和国連邦との間の文化交流に関する取扱いの有効期間の延長に関する交換公文

書簡をもつて啓上いたします。本大臣は、千九百七十六年一月二十六日まで有効期間が延長された千九百七十二年一月二十七日付けの日本国とソヴィエト社会主义共和国連邦との間の文化交流に関する交換公文に関し、同交換公文の有効期間を千九百七十八年一月二十六日まで延長することとする旨の両国外務大臣間で到達した了解を日本国政府に代わつて確認する光榮を有します。

本大臣は、以上を申し進めるに際し、ここに閣下に向かつて敬意を表します。

千九百七十六年一月十一日に東京で

日本国外務大臣 宮澤喜一

ソヴィエト社会主义共和国連邦外務大臣

ア・ア・クロムイコ閣下

ソ連側書

(訳文)

ソ連邦との文化交流取極の有効期間延長取極

(ソ連側書簡)

(Письмо советской стороны)

Токио, "12" января 1976 года

Господин Министр,

書簡をもつて啓上いたします。本大臣は、千九百七十六年一月二十六日まで有効期間が延長された千九百七十二年一月二十一日付けのソヴィエト社会主義共和国連邦と日本国との間の文化交流に関する交換公文に關し、同交換公文の有効期間を千九百七十八年一月二十六日まで延長することとする旨の両国外務大臣間で到達した了解を本国政府に代わって確認する光榮を有します。

本大臣は、以上を申し進めるに際し、なんぞ閣下に向かひて敬意を表します。

千九百七十六年一月十一日に東京で

ソヴィエト社会主义共和国連邦外務大臣 ア・ア・クローバー

日本国外務大臣 宮澤喜一閣下

(Подпись) А. ГРОМКО
Министр иностранных дел СССР

Господину Кити МАЯЗАВА
Министру иностранных дел Японии
г. Токио

(参考)

この取極は、一九七一年一月二十七日付けの日・ソ文化交流取極（昭和四十七年二国間条約集及び条約集第二〇九六号参照）の有効期間を更に一九七八年一月二十六日まで延長するに於いての日本国政府とソヴィエト社会主義共和国連邦政府との間の了解を確認したものである。